

高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画実施状況

令和5年6月26日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画の実施状況を以下のとおり公表する。

- ①令和7年度までに、管理的地位（所属長及び消防長）における女性割合を、令和2年4月1日の実績（22%）より8%引き上げ、3割以上にする。

令和5年4月1日の女性割合 22% 未達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
30%以上	22%	22%	22%		

分析：管理的地位にある職員に異動等がなかったことによる。

- ②令和7年度までに、消防職にて女性を1名以上採用する。

令和4年に1名採用済 達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1名以上	0名	1名	0名		

- ③令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を令和元年度の実績（0%）より10%引き上げ、1割以上にする。

令和4年度の男性職員育児休業割合 29% 達成

目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10%以上	0%	0%	29%			

まとめ

数値目標を掲げた①の管理的地位における女性割合の項目が未達成となっているが、その要因は幹部職員に退職者がなかったことによるものであり、努力等で数値を上げることはできない。

引き続きできる限りの取組を実施し女性が活躍できる職場環境の整備を進める。